



# 光陽通信

発行月：2024年4月



## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第29号として、春号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2024年春号 目次

- ごあいさつ ..... p1
- 判決に学ぶ ..... p2
- メタバースにおける商標の保護 ..... p4
- 海外の特許事情 ..... p4
- 弁理士制度の現状と今後の課題について ..... p5
- 同一性保持権 (著作権法 20 条) の包括的な不行使特約について ..... p6
- 事務所の概要 ..... p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 ..... p8



### 第1 初めに

本判決は特許権者である原告が、被告の製品とその半製品が原告の特許権の侵害、間接侵害に当たるとして製品及びその半製品の廃棄を求めるとともに、被告に対しその侵害に対する金員の支払いを求めた事案の係争に対する判決である。

ここでは、この判決中、侵害の前提となる、被告の製品が原告の特許発明の技術的範囲に入るか否かの当事者の主張と裁判所の判断とその関係する部分についてのみ抽出して学べることを考える。証拠書類等は紙面の都合上、省略する。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

本件は、発明の名称を「大容量送水システム」とする発明についての特許(以下「本件特許」とい、その特許請求の範囲請求項1記載の特許発明を「本件発明」という。)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)の特許権者である原告が、①別紙被告製品目録1記載の製品及び目録2記載の各製品(以下、それぞれ「被告製品1」、「被告製品2」とい、被告製品1及び2を併せて「被告各製品」という。)は本件発明の技術的範囲に属し侵害が成立するとして、被告に損害賠償を求めた事案である。

#### (1) 本件特許権

原告は、特許第5695790号の特許権「大容量送水システム」(本件特許権)を有している(甲10。本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」という。特許請求の範囲(請求項1)

(a) 取水用水中ポンプ、油圧ホースを介して該取水用水中ポンプを駆動するディーゼルエンジン、該ディーゼルエンジンの燃料を貯蔵するタンクでありかつ該タンク内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサーが付設された燃料タンク、および前記取水用水中ポンプにより取水した水を吐水する吐水機構を少なくとも備えた大容量送水車輻、

(b) 該大容量送水車輻と別個に設けられた燃料備蓄タンク、  
(c) 該燃料備蓄タンクと前記大容量送水車輻の間に設けられ、かつ、前記燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて、前記燃料備蓄タンク内に備蓄されている燃料の前記燃料タンクへの供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行う自動供給ポンプ機構、  
を少なくとも備えて構成されることを特徴とする大容量送水システム。

#### (2) 本件発明の構成要件の分説

A1 取水用水中ポンプ、  
A2 油圧ホースを介して該取水用水中ポンプを駆動するディーゼルエンジン、  
A3 該ディーゼルエンジンの燃料を貯蔵するタンクでありかつ該タンク内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサーが付設された燃料タンク、  
A4 および前記取水用水中ポンプにより取水した水を吐水する吐水機構  
A5 を少なくとも備えた大容量送水車輻、  
B 該大容量送水車輻と別個に設けられた燃料備蓄タンク、  
C 該燃料備蓄タンクと前記大容量送水車輻の間に設けられ、かつ、前記燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて、前記燃料備蓄タンク内に備蓄されている燃料の前記燃料タンクへの供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行う自動供給ポンプ機構、  
D を少なくとも備えて構成されることを特徴とする大容量送水システム。(3) 被告製品1の構成

別紙「被告製品1の構成(原告の主張)」記載の原告主張に係る被告製品1の構成のうち、被告送水車1が構成a1-1、a1-2、a1-4及びa1-5を備え、これらの構成が構成要件A1、A2、A4及びA5をそれぞれ充足すること、被告燃料供給装置1が構成b1を備え、この構成が構成要件Bを充足することは、当事者間に争いはない。

#### (4) 被告製品2の構成

被告製品2は、別紙被告製品目録2記載のとおり、被告送水車及び被告ホース車両からなるものであるところ、被告送水車2は、被告送水車1と同じ構成を有する。

#### 2 争点

#### (1) 被告製品の発明に係る構成要件充足性

#### ア 被告製品1

#### (ア) 構成要件A3の充足性(争点1-1)

被告送水車1の車輻燃料タンクに付設されたレベルスイッチは、同タンク内の燃料残量レベルを常時検知するものといえるか

#### (イ) 構成要件Cの充足性(争点1-2)

被告燃料供給装置1の燃料タンクへの燃料の供給と停止の制御は、燃料残量レベル信号に基づいて行われているといえるか

#### (ウ) 構成要件Dの充足性(争点1-3)

被告送水車1と被告燃料供給装置とが、組み合わせられた「シ

テム」といえるか

#### イ 被告製品2

(ア) 本件発明技術的範囲への属否(争点2-1)

### 第3 争点に関する当事者(原告と被告)の主張

#### 1 争点1-1(構成要件A3の充足性)について

(原告の主張)

#### (1) 被告送水車1の構成

被告送水車は、構成a1-1、a1-2、a1-4及びa1-5に加え、別紙「被告製品1の構成(原告の主張)」記載の構成a1-3-1及びa1-3-2を有する。

#### (2) 本発明の構成要件A3の充足

構成a1-3-1及びa1-3-2のレベルスイッチ(フロートスイッチ)は、該タンク内の燃料量がLowになったときの液面レベルとFullになったときの液面レベルを常時検知しているから、本件発明の「燃料残量計センサー」(構成要件A)に該当する。

したがって、被告送水車1の構成a1-3-1及びa1-3-2は、本件発明の構成要件A3を充足する。

(被告の主張)

#### (1) 被告送水車1の構成

被告送水車1の構成のうち、原告主張に係る構成a1-3-1及びa1-3-2に相当するものは、以下のとおりである。

a1-3-1 車輻エンジンに燃料を貯蔵する燃料タンクであり、かつ、該タンク内の燃料量がLowになったときとFullになったときにそれぞれ所定の回路を閉じる(電流を流す)レベルスイッチ(フロートスイッチ)が付設された車輻燃料タンクであって、

a1-3-2 車輻燃料タンク内の燃料量がLowになり、前記レベルスイッチが、燃料タンクへの燃料供給管路に設けられた燃料受入口バルブを「開」にする回路に電流を流すと、燃料受入口バルブは開弁し燃料タンクへの燃料注入が許容されて、燃料供給装置からの燃料の供給(注入)が開始され、

車輻タンク内の燃料量がFullになり、前記レベルスイッチが、燃料タンクへの燃料供給管路に設けられた燃料受入口バルブを「閉」にする回路に電流を流すと、燃料受入口バルブは閉弁し燃料タンクへの燃料注入が拒絶されて、燃料供給装置からの燃料の供給(注入)が停止される、車輻燃料タンク、

#### (2) 構成要件A3の非充足

被告送水車1のレベルスイッチは、タンク内の燃料量がLowになったときとFullにときに所定の回路を閉じる(電流を流す)だけであり(構成a1-3-1)、該タンク内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサー(構成要件A3)に当たらない。

したがって、被告送水車1の構成a1-3-1及びa1-3-2は、本件発明の構成要件A3を充足せず、被告送水車1と被告燃料供給装置1を組み合わせたものも同様である。

#### 2 争点1-2(構成要件Cの充足性)について

(原告の主張)

#### (1) 被告燃料供給装置1の構成

被告燃料供給装置1は、構成b1に加え、別紙「被告製品1の構成(原告の主張)」記載の構成c1を有する。

#### (2) 構成要件Cの充足

被告製品1の構成c1のうち、「フロートスイッチによって常時検知されて送られてくる燃料の残量がFullとなったとき、その燃料受入口バルブが開閉することによって補給管路内の圧力が上昇し、一定時間(5分間)継続したことを検知すると、燃料供給を停止」という点、及び「フロートスイッチによって常時検知されて送られてくる燃料の残量がLowとなったとき、その燃料受入口バルブが開閉することにより生じる同圧力の低下を検知すると、燃料供給を再開する」という点は、本件発明の構成要件C3の「燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて、前記燃料備蓄タンク内に備蓄されている燃料の前記燃料タンクへの供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行う」に該当する。

すなわち、被告製品1においては、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに設けられたレベルスイッチが、燃料タンク内の燃料残量レベルを常時検知した上で、検知した燃料残量レベルの増減に基づく供給管路内の圧力の変化が被告燃料供給装置1に伝達されており、被告燃料供給装置1は、レベルスイッチから伝達された燃料残量レベル信号に基づいて燃料供給の継続、停止を行っているといえる。

したがって、被告燃料供給装置1の燃料タンクへの燃料の供給と停止の制御は燃料残量レベル信号に基づいてされているといえるから、被告燃料供給装置1の構成c1は、本件発明の構成要件Cを充足する。

(被告の主張)

#### (1) 被告燃料供給装置1の構成

被告燃料供給装置1の構成のうち、原告主張に係る構成c1に相当するものは、以下のとおりである。

c1 前記燃料備蓄タンクと大容量送水車の間に設けられ、最大4つの送水車輻の燃料タンクに接続が可能であり、補給管路内の圧力の上昇が一定時間(5分間)継続したことを検知すると、燃料供給ポンプの動作を停止し、同圧力の低下を検知すると燃料供給ポンプの動作を再開する燃料供給装置

#### (2) 構成要件Cの非充足

被告燃料供給装置1の圧力スイッチ(p s o 1)が検知する補給管路内の圧力の上昇及び低下は、燃料タンクにおける燃料の残量の変化に基づき生じるものではない。被告燃料供給装置1に接続された全ての燃料タンクの燃料注入バルブが閉じられると、全ての経路での燃料吐出が閉め切られて、締切運転状態となり、補給管路内の圧力の上昇が生じるが、この圧力の上昇は、単に、全ての燃料タンクの燃料注入バルブを閉じることによって生じるのであって、燃料タンクにおける燃料の残量の変化に基づき生じるのではない。また、燃料受入口バルブの開弁・閉弁の状態とタンク内の燃料量に直接の関係はない。

加えて、被告送水車1のレベルスイッチ(フロートスイッチ)は、燃料タンク内の燃料量がLowになったときとFullになったときに所定の回路を閉じる(電流を流す)だけであり、燃料の残量(レベル)を常時検知しているわけではない、LowでもFullでもないときは、回路に電流を流すことはなく、何らの信号も発生しない(燃料の残量が変化しても、開弁/閉弁状態は変化しない)。

以上のとおり、被告送水車1の車輻エンジン用燃料タンクの「燃料残量」は、本発明の「燃料残量レベル信号」に当たらず、また、前記のとおり、被告送水車1のレベルスイッチは「常時検知する燃料残量計センサー」(構成要件A3)ではないから、該レベルスイッチの動作をもって「燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる」ともいえない。さらに、被告送水車1及び被告燃料供給装置1において、「燃料の前記燃料タンクへの供給と停止」の「オン・オフ制御」は被告送水車1内において完結しており、かつ、被告燃料供給装置1は、燃料残量レベル信号「に基づいて」「燃料の前記燃料タンクへの供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行う」ものでもない。

したがって、被告燃料供給装置1の構成c1は本発明の構成要件Cを充足せず、被告送水車1と被告燃料供給装置1を組み合わせたものも同様である。

#### 3 争点1-3(構成要件Dの充足性)

(原告の主張)

「システム」とは、「複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を発揮している要素の集合体」を意味する。被告送水車1及び被告燃料供給装置1は、「柏崎刈羽原子力発電所に放水設備を設置し、原子炉又は使用済み燃料プール内の炉心損傷によって建屋外へ放出される放射性物質の拡散制御を目的とする」ものであることなどから、仮に別々の品目であるとしても、一体として利用されるシステムそのものであり、本件発明の構成要件Dを充足する。

(被告の主張)

被告が販売したのは被告送水車1と被告燃料供給装置1であり、両者が一体となったシステムを販売したわけではない。そもそも、被告送水車1は、送水車輻の一種であり、単独の使用が可能であるし、被告燃料供給装置1は、基本的にどのような送水車輻でも燃料タンクに接続可能な装置である。納入後に必ず被告送水車1が被告燃料供給装置1に接続されるものでもない。

したがって、被告送水車1及び被告燃料供給装置1は1つの「システム」ではなく、本発明の構成要件Dを充足しない。

#### 4 争点2-1

#### (被告製品2に係る本件発明の技術的範囲への属否)について

(原告の主張)

被告製品2は、被告製品1と同一の構成を有している。したがって、被告製品2は、本件発明の技術的範囲に属する。

(被告の主張)

被告は、被告製品2を販売していない。被告製品目録2記載の各仕様書に基づき販売されたのは、被告ホース車輻及び被告送水車2であり、燃料供給装置は含まれていない。また、被告ホース車輻は、送水機能を備えないホースを搬送するための車輻に過ぎない。さらに、被告送水車2は被告送水車1と同じ構成を有するが、被告送水車1は本件発明の構成要件を充足しない。

### 第4 裁判所の判断

#### 1 争点1-2(構成要件Cの充足性)について

事案に鑑み、まず、争点1-2(構成要件Cの充足性)について判断する。

#### (1) 本件明細書の記載等

本件明細書(甲10)には、次のような記載がある(「/」は改行部分を意味する)。

## ア 技術分野

本発明は、大容量送水システムに関する。(【0001】)

さらに詳しくは、大型機器・設備の冷却あるいは消火活動等のために必要となる大容量の水を、川や海、湖沼などの無限水利ポイントからたとえ短時間でも途切れることなく、確実に連続して、無人運転のもとで取水や送水を行うことや、洪水地帯等からの大量の水の排出・送水を可能にする大容量送水システムに関する。(【0002】)

## イ 背景技術

近年、大型機器・設備の冷却をするため、あるいは消火活動等のために必要な大量の水を、川や海、湖沼などの無限水利ポイントから所望の地点に送水することが要請される場合があり、そうした送水装置に関する提案もされている(特許文献1-2)。(【0003】)

こうした送水装置を稼働させる場合、特に長期間にわたり稼働させて長期にわたる連続的な送水を行うような場合、たとえ短時間であってもその送水が途切れないことが要請されるケースがある。(【0004】)

こうした要請に対して、特許文献1、2では、十分な対応ができていないのが現状である。(【0006】)

## ウ 発明が解決しようとする課題

本発明の目的は、上述したような点に鑑み、大型機器・設備の冷却やあるいは消火活動等のために必要な大量の水を、たとえ短時間でも途切れることなく、確実に連続的に大量に送水することを實現する大容量送水システムを提供することにあり、特に、取水用のポンプの稼働を短時間でも途切れることなく、確実に連続して實現する大容量送水システムと、該システムを使用した具体的な大容量送水方法を提供することにある。(【0008】)

## エ 発明の効果

請求項1にかかる本発明の大容量送水システムによれば、無限水利ポイントなどから取水を行う取水用ポンプの駆動を行うディーゼルエンジンへの燃料供給を、たとえ短時間であっても途絶えることなく、確実に連続無人運転を行うことができる。その点で、大型機器・設備の冷却やあるいは消火活動等のために必要な大量の水を、たとえ短時間でも途切れることなく、確実に連続的に大量に送水することを實現する大容量送水システムが提供される。(【0012】)

すなわち、本発明によれば、取水用ポンプを油圧駆動させるディーゼルエンジンの燃料がなくなるという事態に起因する取水・送水の停止という事態発生を確実になくすることができ、途切れることなく、連続的に大量に送水することを實現できる。(【0013】)

したがって、本発明の大容量送水システムを用いれば、例えば、  
／(a) 原子力関係設備の冷却等を連続的に行うのに必要な、大量の水の連続的な取水・送水、  
／(b) 泡混合消火方式や通常の消火活動等でその消火活動を連続的に行うのに必要な、大量の水の連続的な取水・送水、  
／(c) 洪水・冠水などの災害対応時(災害発生前、災害発生後) で必要な、緊急かつ連続的な大量の水の排出と水輸送、  
／など、各種の連続した大容量送水が要請される事態などに対応し、その要請に極めて有効に 대응することができるものである。(【0014】)

これら(a)、(b)または(c)などにより、原子力関係設備の安全な稼働運転を實現することや、大規模な石油コンビナート火災等の消火を効果的に行うことや、あるいは自然災害の未然発生防止や災害からの早期の復旧回復を行い得るようになることなどは、すべて、自然環境の破壊防止、自然環境の回復、CO<sub>2</sub>の削減などの効果にも繋がるものであり、意義は大きい。(【0015】)

## オ 発明を実施するための形態

図1にシステム構成の全体概要を示したように、本発明の大容量送水システム1は、以下の要件(a)、(b)および(c)を少なくとも有して構成されていることを特徴とする。(【0020】)

すなわち、  
／(a) 取水用ポンプ3、油圧ホース(油圧ホース(送り)5A、油圧ホース(戻り)5B)を介して該取水用ポンプ3を駆動するディーゼルエンジン6、該ディーゼルエンジン6の燃料を貯蔵するタンクであってかつ該タンク内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサー…が付設された燃料タンク4、および前記取水用ポンプ3により取水した水を吐水する吐水機構7を少なくとも積載した大容量送水車輜2、  
／(b) 該大容量送水車輜2と別個に設けられた燃料備蓄タンク8、  
／(c) 該燃料備蓄タンク8と前記大容量送水車輜2の間に設けられ、かつ、前記燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて、前記燃料備蓄タンク8内に備蓄されている燃料の前記燃料タンク4への供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行う自動供給ポンプ機構10、  
／である。(【0021】)

【図1】

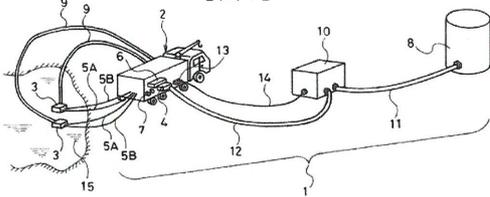


図1において、2個の取水用ポンプ3によって川や海、湖沼などの無限水利ポイント15から取水された水は、取水用ポンプ3から取水水ホース9を介して大容量送水車輜2に送られる。(【0022】)

大容量送水車輜2には、取水用ポンプ3を駆動するディーゼルエンジン6、該ディーゼルエンジン6の燃料を貯蔵するタンクであってかつ該タンク内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサー…が付設された燃料タンク4、および取水用ポンプ3により取水した水を吐水する吐水機構7が設けられている。(【0023】)

11、12は、送燃料(送油)ホースであり、燃料備蓄タンク8内に備蓄されている、大容量送水車輜2に積載されているディーゼルエンジン6の燃料(軽油)を、自動供給ポンプ機構10から送り(送油ホース11)、さらに、自動供給ポンプ機構10から大容量送水車輜2に積載された燃料タンク4に燃料を送る(送油ホース12)…軽油用の送油ホースである。(【0024】)

14は、燃料タンク4内の燃料残量レベルを常時検知する燃料残量計センサーによって検知された燃料タンク4内の燃料残量を示すレベル信号を自動供給ポンプ機構10に送る信号ケーブルであって、かつ、大容量送水車輜2に積載されているバッテリー13から自動供給ポンプ機構10に駆動電力を送る電源ケーブルである。(【0025】)

自動供給ポンプ機構10は、受信した燃料タンク4内の燃料残量を示す残量レベル信号に基づいて、燃料備蓄タンク8内から燃料タンク4への燃料の供給と停止をオン・オフ制御によって電磁弁の開閉を自動的に行うように設定されている。(【0026】)

上述したように大容量送水システム1を構成することにより、自動供給ポンプ機構10は、受信した燃料タンク4内の燃料残量を示す残量レベル信号に応じて、燃料備蓄タンク8内から燃料タンク4へのディーゼルエンジン6の燃料の供給と停止をオン・オフ制御によって自動的に行うことができる。これにより、取水用ポンプ3を油圧駆動させるディーゼルエンジン6の燃料がなくなるという事態に起因する取水・送水の停止という事態発生を確実になくすることができ、取水用ポンプ3の運転を途切れることなく連続的な大容量送水システムの無人稼働と無人での取水・送水ができるものである。(【0029】)

## (2) 被告燃料供給装置1について

ア 証拠(乙1、3)及び弁論の全趣旨によれば、被告燃料供給装置1について、以下の事実が認められる。

(ア) 被告製品1は、可搬型重大事故等対処設備側に「燃料タンクユニット(受け入れ側)」が配置され、燃料供給設備側に「ポンプユニット」と、当該ポンプユニットと別置され、これと「供給」及び「戻り」各2本の燃料ホースで接続された「タンクユニット」が配置されたものである。

(イ) 全体系統図によれば、可搬型重大事故等対処設備側に配置されている燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクには、LS(レベルスイッチ)が設けられていることが示されている。当該LS(レベルスイッチ)は、「H」の場合は燃料受入口バルブを閉止し、「L」の場合は開放するという形で、燃料タンクユニット(受け入れ側)内の燃料受入口バルブ(SOV)の制御に用いられていることが理解される。

また、被告説明書2によれば、被告送水車1において、車両エンジン用給油システムスイッチは、車両エンジンの自動給油システムに使用され、自動燃料供給装置へ接続した場合に「ON」にされる。その場合、電動式のバルブである「車両エンジン用給油システムバルブ」は、燃料タンクの燃料がLowレベルでバルブ「開」・F・U・Iレベルでバルブ「閉」となることである。

(ウ) 全体系統図及び被告説明書1によれば、燃料供給設備側に配置されるポンプユニットには「PS01」(圧力スイッチ)が設けられていることが示されている。当該PS01(圧力スイッチ)は、燃料タンクユニット(受け入れ側)と接続できるようになっているボール弁V017~V020と「燃料補給ポンプ」との間の管路の圧力を検知するものであり、ポンプ吐出圧力が「H: 0.32MPa」又は「L: 0.04MPa」になると「制御盤」にフィードバックし、制御盤の制御によりバルブ「MV001」を開閉し、「燃料補給ポンプ」の動作を停止又は再開するものであることが理解される。

また、被告説明書1によれば、被告燃料供給装置1は、その起動方法として圧力スイッチによる自動起動と、操作盤の押釦操作による手動起動があることが記載されていると共に、自動起動の場合、「圧力スイッチ(PS-01)が低(0.04MPa)を検知することにより、電動ボール弁(SV001)が自動開放され燃料補給ポンプが自動起動します。」「燃料が充填され受け入れ側の電動ボール弁が閉止し、圧力スイッチ(PS-01)が高(0.32MPa)を検知すると、電動ボール弁(SV001)が自動閉止し、5分間後に燃料補給ポンプが自動停止します。」との記載がある。

以上各認定事実によれば、被告燃料供給装置1は、「前記燃料備蓄タンクと大容量送水車の間に設けられ、最大4つの送水車両の燃料タンクに接続が可能であり、補給管路内の圧力の上昇が一定時間(5分間)継続したことを検知すると、燃料補給ポンプの動作を停止し、同圧力の低下を検知すると、燃料補給ポンプの動作を再開する燃料供給装置(構成c1')と見るのが相当である。

## ウ 構成要件Cの充足性について

本発明の構成要件Cは、「前記燃料備蓄タンク内に備蓄されている燃料の前記燃料タンクへの供給と停止」のための「オン・オフ制御」を、「前記燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて」「自動的に行う」こ

とを特定する。特許請求の範囲の記載によれば、この「前記燃料残量計センサー」とは、「該ディーゼルエンジンの燃料を貯蔵するタンク内の燃料残量レベルを常時検知する」と理解される。このような理解は、本件明細書の各記載(段落【0021】、【0023】、【0025】、【0026】、【0029】)にも沿う。

しかるに、被告燃料供給装置1においては、圧力スイッチPS01(PS-01)が、燃料タンクユニット(受け入れ側)と接続できるようにになっているボール弁V017~V020と「燃料補給ポンプ」との間の補給管路内の圧力を検知し、その検知信号に基づいて、燃料供給設備側に配置されたタンクユニット内の燃料につき、可搬型重大事故等対処設備側に配置された燃料タンクユニット(受け入れ側)に接続される補給管路への供給と停止のオン・オフ制御を自動的に行うものである。ここで、上記検知による検出値が燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料残量レベルをそのまま反映したものであることを認めるに足りる証拠はない。

他方、可搬型重大事故等対処設備側に配置されている燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに設けられているLS(レベルスイッチ)は、燃料タンクの燃料がLowレベルで車両エンジン用給油システムバルブを開放し、Fullレベルで閉止するという形で制御するものであるが、その際、燃料供給設備側のポンプユニットに対し、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに関する信号を送る構成を有していることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告燃料供給装置1における燃料の供給と停止のオン・オフ制御は、燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料タンク内の燃料残量レベルに係る信号(燃料残量レベル信号)に基づくものとはいえない。

したがって、被告燃料供給装置1は、「燃料残量計センサーによって常時検知されて送られる燃料残量レベル信号に基づいて」、燃料備蓄タンク内に備蓄されている燃料の燃料タンクへの供給と停止をオン・オフ制御により自動的に行うものとはいえない。

以上より、被告製品1に含まれる被告燃料供給装置1は、本件発明の構成要件Cを充足しない。

## (3) 原告の主張について

これに対し、原告は、被告燃料供給装置1に係る構成につき構成c1'ではなく構成c1と把握すべきであり、被告燃料供給装置1においては、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに設けられたLS(レベルスイッチ)が、燃料タンク内の燃料残量レベルを常時検知した上で、検知した燃料残量レベルの増減に基づく補給管路内の圧力の変化が被告燃料供給装置1に伝達されていることから、LS(レベルスイッチ)から伝達された燃料残量レベル信号に基づいて燃料供給の継続、停止が行われている旨を主張する。

しかし、前記のとおり、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに設けられたLS(レベルスイッチ)が、燃料供給設備側のポンプユニットに対し、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料タンクに関する信号を送る構成を有しているに足りる証拠はなく、また、被告燃料供給装置1の圧力スイッチは、「燃料補給ポンプ」と4つのボール弁との間の管路の圧力を検知するものであり、その検出値は、燃料タンクユニット(受け入れ側)の燃料残量レベルをそのまま反映するものと認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

## (4) 小括

以上より、被告製品1は、本件発明の技術的範囲に属さない。したがって、その余の点につき論ずるまでもない。

## (5) 被告製品2について

(1) 争点2-1(本件発明の技術的範囲への属否)について  
原告は、被告製品1が本件発明の技術的範囲に属するものであり、かつ、被告製品2が被告製品1と同一の構成を有していることを前提に、被告製品2は本件発明の技術的範囲に属する旨を主張する。しかし、前記のとおり、被告製品1は本件発明の技術的範囲に属さないことから、この点に関する原告の主張はその前提を欠き、採用できない。

## (2) 争点2-2(間接侵害の成否)について

原告は、被告ホース車及び被告送水車2につき、被告燃料供給装置1と組み合わせることを前提に、間接侵害(法101条2号)が成立する旨を主張する。しかし、前記のとおり、被告製品1は本件発明の技術的範囲に属さないことと、被告送水車2は被告送水車1と同じ構成を有するものである。そうすると、被告送水車2と被告燃料供給装置1とを組み合わせたものも、本件発明の技術的範囲に属さないこととなる。

## 【この判決事例から学べること】

この判決事例において学べることは、(1) 被告製品1に含まれる被告燃料装置1は、本件発明の1つの構成要件Cを充足していないので、他の構成要件の充足の有無について論ずるまでもなく、本件発明の技術的範囲に属さないこととなる。また、(2) 被告送水車2は本件発明の技術的範囲に属さない被告送水車1と同じ構成を有するので、被告送水車2と被告燃料供給装置1とを組み合わせたものも、本件発明の技術的範囲に属さないこととなる。また、(3) 被告による本件発明の技術的範囲に属さない被告送水車1と同じ構成の被告送水車2及び被告ホース車の販売についても、間接侵害が成立しないことである。

ちなみに、この事件は、その後、控訴審に進み、知財高裁判決(令和5年(ネ)10051号、判決日令和6年1月17日)で控訴棄却されています。

# メタバースにおける商標の保護

文：弁理士 藤田 康文

近年において、「メタバース」の話題を目にしたたり、耳にしたりする機会が増えていくと見られます。

「メタバース」とは、WIPO マガジン 2022 年 3 月号によれば、『さまざまな方法でユーザーが相互に交流し、つながることができる、または将来できるようになる仮想空間』のこととされています。

このように意味づけされる「仮想空間」における知的財産の利用と保護における問題も検討されるようになってきました。

商標関連の問題としては、現実空間の商品（例えば「衣服」や「靴」）の登録商標が、仮想空間の商品（例えば「アバターの衣服」、「アバターの靴」）に使用された場合に、商標権侵害と主張することが可能か、という問題が挙げられます。

現実空間の商品と仮想空間の商品とは、同一営業主により製造・販売されている等の事情がないとして商品の類似性を認められないケースが多いことが想定されています。

このため、仮想空間の商品に自社の商標が無断で使用されるのを防止するために、或いはメタバース事業を展開したときに自社の商標が他人の登録商標により使用できない事態を防止するために、自社の商標について保護を求める区分や指定商品、指定役務の見直しをされることを提案します。

裁判例や特許庁の発表等からは、どのような区分や指定商品、指定役務とするとメタバースにおける商標の保護として好適か、未だ議論の余地がありますが、近年の出願例を踏まえると、以下の区分や指定商品、指定役務で商標出願をすることが考えられます。

## 第 9 類の指定商品の一例

- 仮想商品、すなわち、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する飲料
- 食品・サプリメント・履物・被服・帽子・バッグ・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品の仮想商品を提供するためのダウンロード可能なコンピュータプログラム

- インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル

## 第 35 類の指定役務の一例

- インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供料・食品・サプリメント・履物・被服・帽子・バッグ・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品の仮想商品を提供するためのダウンロード可能なコンピュータプログラムファイルの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

## 第 41 類の指定役務の一例

- インターネット又はその他の通信ネットワーク手段を利用した画像の提供
- 仮想商品として用いられる、オンライン上の仮想世界及びオンライン上で使用する履物・被服・帽子・眼鏡・かばん類・運動用具・美術品・おもちゃ・身飾品及びこれらの付属品を内容とする画像・映像の提供
- オンラインによるアバター・キャラクター及びそれらの衣装・アクセサリーにかかる画像の提供

## 第 42 類の指定役務の一例

- 電子計算機用プログラムの提供
- メタバースその他のコンピュータネットワーク上の仮想空間において使用するダウンロードできない仮想商品についてのコンピュータプログラムの提供

これまで専ら第 25 類の被服や第 28 類の履物等の現実空間で製造・販売する商品について商標登録を受けてきた方で、メタバース事業にも興味をお持ちの方がいらっしゃるかもしれません。弊所にご相談頂けますと幸いです。新規の商標出願にあたり、上記の区分や指定商品・指定役務以外の指定商品・指定役務も、適宜提案をさせて頂き、商標権による適切な保護が図れるように尽力させて頂きます。

## 商標検索 AI ツール「TM-RoBo」を利用した商標調査や商標生成機能の導入のお知らせ

光陽国際特許事務所の意匠商標部では、商標調査において、通常の商標調査に合わせて、株式会社 IP-RoBo 様の開発した商標検索 AI ツール「TM-RoBo」による商標調査も補助的に行っています。

このように、「TM-RoBo」による商標調査を、当所の所員の手作業による J-PlatPat のサイトを利用した商標調査に組み合わせることで、商標調査の迅速化や、商標調査の質の向上を図っています。そして、「TM-RoBo」の商標生成機能についても、2024 年から導入しました。これにより、クライアント様が文字商標のネーミングを考えるときの方向性を弊所から提示することが可能になりました。



## 海外の特許事情

文：弁理士 穉吉康平

### ■中国—専利法実施細則及び専利審査指南の改正

中国では、2021 年に専利法（特許法に相当）の第 4 次改正が施行されましたが、これに対応した専利法実施細則（施行規則に相当）および専利審査指南（審査基準に相当）の改正が、2024 年 1 月 20 日により施行されました。改正は広範な範囲に及んでいますが、主要な変更のうち権利化手続に関するものは以下の通りです。

- 15 日の送達期間（グレースピリオド）が廃止されました（実施細則第 4 条 7 項）。これまで、審査意見通知書への応答期間など、送達日から起算される期間は、郵送等を考慮して実質的に 15 日延長されていました。しかし、今回の改正で電子送達が可能に規定されたことから、こうした延長は廃止されることとなりました。なお、ヨーロッパでも同様のグレースピリオド（10 日間ルール）が廃止されています。
- 出願から一定期間、優先権を回復したり追加／修正したりできるようになった（専利法実施細則第 36, 37, 128 条）ほか、基礎出願を援用して明細書の記載を追加／修正できるようになりました（同第 45 条）。特に、援用による明細書の追加／修正は、時期は限られるものの誤訳の訂正に有用となりそうです。
- 実用新案出願において、明らかに進歩性が欠如しているかどうか審査されることになりました（審査指南第 1 部分第 1 章 11）。実用新案権の乱立防止が目的とみられ、出願件数及び登録率の減少が

予想されます。

- コンピュータープログラムの発明について、従来の「記録（記憶）媒体」クレームに加えて、「プログラム製品」がクレームの主題として認められるようになりました（審査指南第 2 部分第 9 章）。日本出願を基礎として中国出願を行う際に、プログラムクレームからの書き換えが容易となりそうです。

### ■ヨーロッパ—優先権主張に関する審決

CRISPR-Cas9 システムは、2020 年のノーベル化学賞の対象となった遺伝子改変技術ですが、この技術についてのヨーロッパ出願（PCT 出願の EP 移行）においてなされた優先権主張の有効性に関し、ヨーロッパ特許庁（EPO）拡大審判部の審決（G 1/22, 2/22）が下されました。

このヨーロッパ出願では、アメリカ仮出願の優先権が主張されていましたが、仮出願の出願人が発明者のみであったのに対し、ヨーロッパ出願の出願人には発明者以外の法人が含まれていました。これに対して EPO 審判部は、当該法人が出願前に発明者から優先権の譲渡を受けていなかったことを理由に、優先権の主張を無効と判断していました。

しかし、今回、拡大審判部は、先の出願と後の出願で出願人が同一で無い場合でも、優先権を主張するための形式的な要件が満たされていれば、出願人の優先権は存在する（＝優先権の譲渡について合意があった）と推定される、としました。また、この推定

は反証可能であるが、立証責任は転換されるとしました。

EPO は特許を受ける権利と優先権を主張する権利を別個の権利としており、優先権の譲渡についても厳格に判断します。しかし、今回の審決により、優先権について出願前の譲渡手続に瑕疵があった場合でも、直ちに優先権が無効とはならないことになりました。日本でも、特許を受ける権利を譲渡する際に、優先権について適切に手続されていないことがままあるようですので、今回の審決は出願人にとって喜ばしい結果ではないかと思えます。

### ■ブラジル—審査待ち順序の変更

ブラジル特許は、審査の遅延が問題となっており、2021 年の調査では出願から登録までに平均で 6 年を要しています。こうした審査の長期化を解消すべく、ブラジル特許庁は様々な対策を施していますが、その一つとして、審査待ちの順序が変更されました。従来、実体審査は出願日の順で着手されてきましたが、2024 年 1 月 1 日以降は、審査請求日の順で着手されることになりました。

これまで審査請求は、早期に行っても特に利益がない一方で、自発補正の制限などの不利益が生じるため、期限（出願日から 36 月）ぎりぎりに行うことが多かったようです。しかし今後は、早期の審査請求が、出願人が取りうる早期権利化のための方策の一つとなると思われます。

# 弁理士制度の現状と今後の課題について

文：弁理士 赤澤 高

## 1. はじめに

近年、弁理士試験の志願者数はピーク時の半分にも満たず、合格者も大幅に減少した。こうした状況の下、特許庁主催の第20回弁理士制度小委員会議で議論された弁理士制度の現状と今後の課題について紹介する。

## 2. 弁理士制度の現状

### (1) 弁理士志願者数の推移

図1に示すように、弁理士志願者数は、平成20年にピーク(10,494人)に達した後、年々減少し、令和2年に3,401人まで落ち込んだ。その後は横ばいで推移している。

### (2) 弁理士の人数の推移

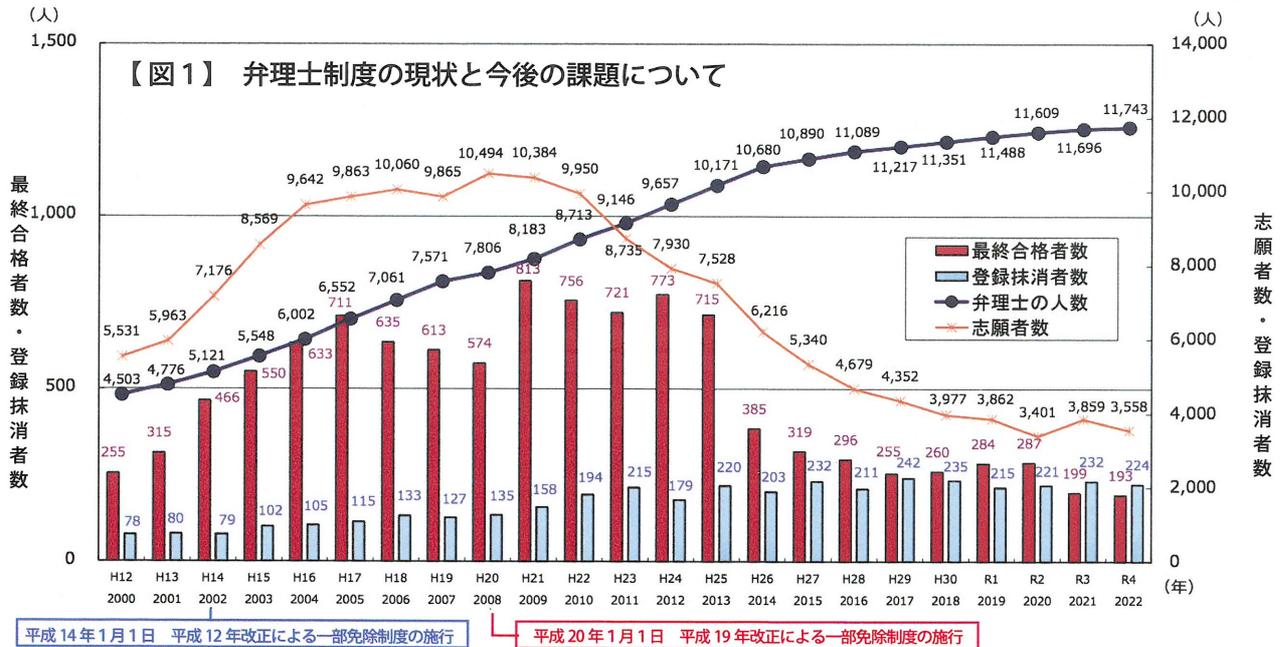
図1に示すように、弁理士の数は、平成14年に5,000人を超えた後、11年後の平成25年には10,171人(倍増)に達した。しかしながら、平成25年から令和4年の9年間では、1,500人しか増えていない。

### (3) 弁理士試験最終合格者数と弁理士登録抹消者数との推移

図1に示すように、平成12年から平成25年までは、合格者数が抹消者数の3倍を超えていたが、平成26年以降、徐々に差がなくなり、令和3年以降は合格者数が抹消者数を下回る事態となった。

### (4) 弁理士の年齢構成の推移

図2に示すように、若年層(20~39歳)の割合が、年々減ってきている。



## 3. 弁理士業界が抱える問題点

### (1) 弁理士の企業への流出

弁理士数は増えているものの、多くは企業弁理士となり、特許事務所への就職希望が減っている。特に、若い人は、特許事務所での募集をかけても集まらず、企業に行きたがる傾向が強い。

理由は、出願件数の減少、市場規模のシュリンク、企業のコスト削減のしわ寄せなどで、特許事務所の魅力がなくなっているからと思われる。

### (2) 弁理士不足

前述のとおり、合格者数が抹消者数を下回る状況下では、今後、弁理士不足、とりわけ、若い弁理士が不足する状況に陥る可能性が極めて高い。

## 4. 弁理士業界の今後の課題

### (1) 業務範囲の拡大

今までの出願手続き業務以外に、スタートアップ等に対する知財戦略の支援、標準化戦略の立案やそのサポートなどが期待される。

### (2) AIの活用

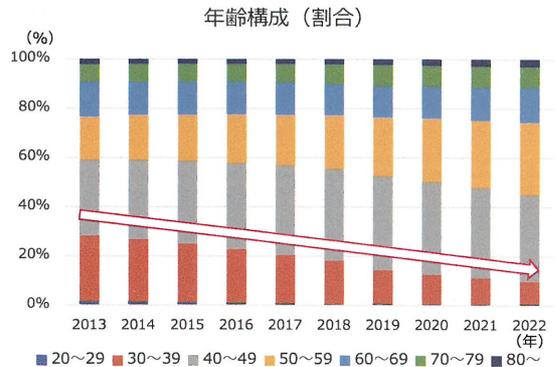
弁理士不足やコスト削減に対応するためには、AIの活用が不可欠である。AIの活用にあたり、業務のベストモデルを構築することが急務である。

## 5. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi\\_shoi/20-shiryuu.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/20-shiryuu.html)

【図2】 弁理士の年齢構成



## 1 はじめに

著作物利用契約上、著作者人格権の一つである同一性保持権（著作権法 20 条）について、利用形態を特定しない包括的な不行使特約（以下「包括的不行使特約」といいます。）がある場合には、その有効性が問題となることがあります（注 1）。

以下、包括的不行使特約の有効性を検討した上で、裁判例を概略しつつ、同一性保持権侵害の有無について検討したいと思います。

## 2 包括的不行使特約の有効性について

### (1) 従来議論

包括的不行使特約については、著作者の意思が反映されないことから、無効であると考えざるを得ないとする説がある一方（注 2）、訴訟上の和解の実態などから、原則として有効と考える説もあります（注 3）。

また、一般的に包括的不行使特約の有効性を否定しない立場においても、包括的不行使特約に基づき改変がなされた場合には、諸般の事情を考慮した上で、同一性保持権侵害の有無を判断すべきとの見解も有力です（注 4）。

### (2) 検討

著作者保護の要請には傾聴すべきものがあるものの、実務上、包括的不行使特約が定着していることに加えて、裁判例の傾向を考慮すると、一概に包括的不行使特約の有効性を否定することは困難です。そこで、原則として、包括的不行使特約の有効性を肯定しつつ、実情に応じて、同一性保持権侵害の有無を判断することで、著作者保護を図るべきと考えます。

## 3 同一性保持権侵害の有無について

### (1) 裁判例

著作者である著作権者による翻案の許諾や翻案権の譲渡と併せて包括的不行使特約がなされた場合には、多くの裁判例が、その有効性を前提に、同一性保持権侵害を否認しています（注 5）。

### (2) 検討

著作物利用契約において、包括的不行使特約が定められる場合は、通常、著作者である著作権者による翻案の許諾や翻案権の譲渡を前提とするものと思われます。その場合には、著作者側に同一性保持権を留保させる必要はないと考えられることから、原則として、同一性保持権侵害は否認されるべきと考えます。ただし、原著作物の特質（例えば、純文学作品とプログラムとは、一般に、創作性の程度が異なり、著作者の思い入れの保護の程度も異なるものと考えられます。）や、具体的な改変の態様、特に、名誉・声望を害する態様のものかどうかによっては、例外的に、同一性保持権侵害が認められることもあると考えます。

注 1) 中山信弘著「著作権法第 4 版」645 頁は、改変の許諾は事前の包括的なものにならざるを得ないことが多いことを指摘しています。

注 2) 三浦正広著「著作者人格権に関する法律行為」著作者契約法の理論（2023）293 頁。

注 3) 高瀬亜富著「著作者人格権不行使特約の有効性～実務家の視点から」コピライト No.662/vol.56（2016）48 頁。

注 4) 上野達弘著「著作者人格権に関する法律行為」著作権研究 No.33（2006）54 頁は、「著作者人格権の包括的な不行使特約が締結されている場合において行われた改変が同一性保持権の侵害に当たるかどうかは、包括的な不行使特約があるという事情に加えて、その他の考慮要素、すなわち著作物の性質（著作物の実用性や創作性）や利用の目的及び態様（改変の程度や目的）といった諸事情を考慮して判断されるべきである」と述べています。

注 5) 黙示の同意により同一性保持権侵害を否認した裁判例として、計装士技術維持講習事件・知財高裁平成 18 年 10 月 19 日判決。近時の裁判例として、知財高裁令和 5 年 11 月 28 日判決。

## 専門性の高いサービス群



- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、内外出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

## 「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする  
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

## 事務所概要

お客様の発展に役立つ事、  
それが私たちの使命です。



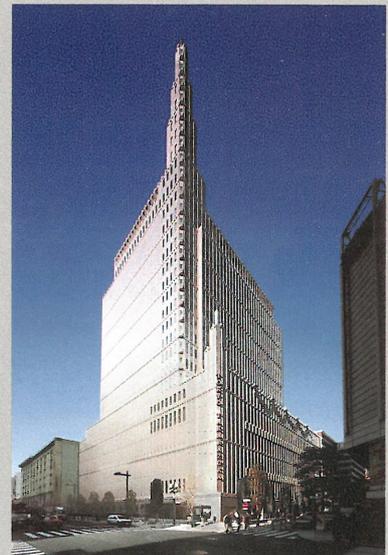
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所  
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006  
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。  
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

### <事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

## Office



### <東京宝塚ビル アクセス>

- ◆ JR JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分
- ◆ 東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分  
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分
- ◆ 都営地下鉄 三田線 日比谷駅  
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分

銀座界限

てくてく  
グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とっておきのお店を  
ご紹介します。

MAP



ミキモトギンザ2 7F

Cucina del NABUCCO

和光

三越

GINZA SIX

銀座6丁目

銀座2丁目

東銀座駅

東京銀座ビル1階

桜肉料理 馬春楼 銀座本店

Cucina del NABUCCO

電話：03-6631-1117

住所：東京都中央区銀座 2-4-12  
ミキモトギンザ 2 7F



銀座2丁目、ミキモトのビル7階にあるイタリアンレストラン。洗練された外観のビル入口を入りエレベーターを上がると、明るく開放感のある店内が目に入ります。

今回いただいたのはパスタ、メイン料理、デザートそれぞれ選べるコースメニュー。前菜では4種類のチーズが楽しめるプレートが出てきました。店内で作るチーズが特徴のレストランとあって、どのチーズも絶品でした。パスタは太めでもちもちとしており、具材も大きいので満足感があります。メイン料理に選んだハーブ三元豚のグリルは肉厚なのに柔らかく、ソースのモスタルダとバルサミコ酢がよいアクセントになっていました。食後にデザートとハーブティーをいただきながら、つい長く話してしまうくらい居心地の良い空間でした。

平日ランチは税別1,900円～、豊富なメニューからパスタやメイン料理が選べます。家族と、友人と、どんなシーンにもおすすめのイタリアンレストランです。

■ 営業時間 月 - 金 LUNCH 11:30 - 15:00  
DINNER 17:30 - 22:00  
土・日・祝 11:00 - 22:00

桜肉料理 馬春楼 銀座本店

電話：03-5962-8029

住所：東京都中央区銀座 6-12-2  
東京銀座ビル 1階



東京メトロ銀座線「銀座駅」A4出口より徒歩4分にある馬肉料理専門店。高級感がありながら温かな雰囲気漂うお店の入口は、大きな提灯で照らされ、通行人の目を引きまします。

お料理は、トロ・ハラミ・フタエゴなど様々な部位を比べながら堪能できるお刺身の盛り合わせや、こだわりの出汁にシャキシャキした水菜とさっと火を通した柔らかな馬肉の組み合わせが絶品の桜ハリハリ鍋など、馬肉の旨味を最大限に味わえるコースのほか、平日ランチには、馬肉トロネギお重(1,800円(税込))や、馬肉すき焼お重(2,000円(税込))を選ぶことができます。

ランチでは1,000円の追加で、馬肉刺し四種を楽しめるのも必見です。普段はなかなか食べることができない馬肉ですが、高たんぱくで非常に栄養価が高く、また低カロリー・低脂肪のため、身体づくりや体力回復、美容に大変効果的といわれており、さっぱりとした上質な脂の旨味とほのかな甘みが特徴的です。

ぜひ新鮮な馬肉を使ったこだわりの料理を味わいに訪れてみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間  
ランチ 12:00 ~ 15:00 (LO:13:30)  
ディナー 17:00 ~ 23:00 (LO:22:00)  
■ 休業日 日曜日・祝日



KOYO  
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>